

○広野町桜田住宅条例

平成21年3月19日条例第2号

改正

平成21年6月11日条例第16号

平成24年3月21日条例第4号

広野町桜田住宅条例

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項の規定に基づき、広野町内への定住の促進を図るため、広野町桜田住宅（以下「桜田住宅」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 桜田住宅の名称、位置及び戸数は、別表第1のとおりとする。

(入居者の公募方法)

第3条 町長は、入居者の公募を次の各号に掲げる方法のうち2以上の方法によって行うものとする。

- (1) 回覧
- (2) 広報
- (3) 庁舎その他町の区域内の適当な場所における掲示

2 前項の公募に当たっては、町長は、桜田住宅の供給場所、戸数、規格、家賃、入居者資格、申込方法、選考方法の概略、入居時期その他必要な事項を公示する。

(入居者の資格)

第4条 桜田住宅に入居することができる者は、次の各号の条件を具備する者でなければならない。

- (1) 町内に定住を希望し、かつ、居住するための住宅を必要としている者であること。
- (2) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上の婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下第9条において同じ。）があること。
- (3) 世帯の収入額の12分の1の額が、158,000円以上であること。
- (4) 市町村税を滞納していない者であること。
- (5) 過去に桜田住宅、広野町町営住宅又は広野町特定公共賃貸住宅に入居していた者にあつては、当該桜田住宅、広野町町営住宅又は広野町特定公共賃貸住宅の使用に係る債務がないこと。
- (6) 過去10年以内に雇用促進住宅又は公営住宅等を退去させられたことがないこと。
- (7) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防

止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

2 前項の規定にかかわらず、町長が特に必要があると認めた場合は、この限りでない。

（入居の申込み及び決定）

第5条 前条に規定する入居者資格のある者で桜田住宅に入居しようとする者は、町長の定めるところにより入居の申込みをしなければならない。

2 町長は、前項の規定により入居の申込みをした者を桜田住宅の入居者として決定し、その旨を当該入居者として決定した者（以下「入居決定者」という。）に対し通知するものとする。

（入居者の選考）

第6条 入居の申込みをした者の数が入居させるべき桜田住宅の戸数を超える場合は、抽選により入居者を決定する。

（入居補欠者）

第7条 町長は、前条の規定に基づいて入居者を選考する場合において、入居決定者のほかに補欠として入居順位を定めて必要と認める数の入居補欠者を定めることができる。

2 町長は、入居決定者が桜田住宅に入居しないときは、前項の入居補欠者のうちから入居順位に従い入居者を決定しなければならない。

（住宅入居の手続）

第8条 桜田住宅の入居決定者は、決定のあった日から10日以内に次の各号に掲げる手続をしなければならない。

（1） 入居決定者を雇用する法人又は入居決定者と同程度以上の収入を有する者で、町長が適当と認める個人を連帯保証人とし、当該連帯保証人が連署した請書を提出すること。

（2） 第15条の規定により敷金を納付すること。

2 桜田住宅の入居決定者がやむを得ない事情により入居の手続を前項に定める期間内にすることができないときは、同項の規定にかかわらず、町長が別に指示する期間内に同項各号に定める手続をしなければならない。

3 町長は、桜田住宅の入居決定者が第1項又は前項に規定する期間内に第1項の手続をしないときは、桜田住宅の入居の決定を取り消すことができる。

4 町長は、桜田住宅の入居決定者が第1項又は第2項の手続をしたときは、当該入居決定者に対して速やかに桜田住宅の入居可能日を通知しなければならない。

5 桜田住宅の入居決定者は、前項により通知された入居可能日から10日以内に入居しなければならない。ただし、特に、町長の承認を受けたときは、この限りでない。

(同居の承認)

第9条 桜田住宅の入居者は、当該桜田住宅への入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときは、町長の承認を得なければならない。

(入居の承継)

第10条 桜田住宅の入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時、又は退去時に当該入居者と同居していた者が引き続き当該桜田住宅に居住を希望するときは、当該入居者と同居していた者は、町長の承認を得なければならない。

(家賃及び共益費)

第11条 桜田住宅の家賃及び共益費は、別表第2のとおりとする。

(家賃の納付)

第12条 町長は、入居者から第8条第4項の入居可能日から当該入居者が桜田住宅を明け渡した日(第26条第1項による明渡しの請求のあったときは明渡しの請求のあった日)までの間、家賃を徴収する。

- 2 入居者は、毎月25日(月の途中で明け渡した場合は明け渡した日)までに、その月分を納付しなければならない。
- 3 入居者が新たに桜田住宅に入居した場合又は桜田住宅を明け渡した場合においてその月の使用期間が1月に満たないときは、その月の家賃は日割計算による。
- 4 入居者が第25条に規定する手続を経ないで桜田住宅を立退いたときは、第1項の規定にかかわらず、町長が明渡しの日を認定し、その日までの家賃を徴収する。

(督促、延滞金の徴収)

第13条 家賃を前条第2項の納期限までに納付しない者があるときは、町長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。

- 2 入居者は、前項の規定により指定された期限(以下「指定納期限」という。)までにその納付すべき金額を納付しないときは、納付すべき金額に、その指定納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(指定納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。
- 3 町長は、入居者が第1項の指定納期限までに家賃を納付しなかったことについてやむを得ない事由があると認められる場合においては、前項の延滞金額を減免することができる。

(家賃の減免又は徴収猶予)

第14条 町長は、桜田住宅の入居者が災害により著しい損害を受けたときその他特別の事情があるときは、町長が定めるところにより家賃の減免又は徴収の猶予をすることができる。

(敷金)

第15条 町長は、入居者から入居時における3月分の家賃に相当する金額の敷金を徴収することができる。

2 第13条第1項に規定する敷金は、入居者が桜田住宅を明け渡すとき、これを還付する。ただし、未納の家賃又は損害賠償金があるときは、敷金のうちからこれを控除した額を還付する。

3 敷金には利子をつけない。

(敷金の運用等)

第16条 町長は、敷金を国債、地方債又は社債の取得、預金等安全確実な方法で運用しなければならない。

2 前項の規定により運用して得た利益金は、共同施設の整備に要する費用に充てる等入居者の共同の利便のために使用するものとする。

(修繕費用の負担)

第17条 桜田住宅及び共同施設の修繕に要する費用(畳の表替え、破損ガラスの取替え等の軽微な修繕及び給水栓、点滅器その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用を除く。)は、町の負担とする。

2 入居者の責に帰すべき事由によって前項に掲げる修繕の必要が生じたときは、同項の規定にかかわらず、入居者は、町長の選択に従い、修繕し、又はその費用を負担しなければならない。

(入居者の費用負担義務)

第18条 次の各号に掲げる費用は、入居者の負担とする。

- (1) 電気、ガス、水道及び下水道の使用料
- (2) 共同施設、給水施設等の使用又は維持、運営に要する費用
- (3) 前条第1項に規定するもの以外の桜田住宅及び共同施設の修繕に要する費用

(入居者の保管義務等)

第19条 入居者は、桜田住宅又は共同施設の使用について必要な注意を払い、これらを正常な状態において維持しなければならない。

2 入居者の責に帰すべき事由により、桜田住宅又は共同施設が滅失又は毀損したときは、入居者が原形に復し、又はこれに要する費用を賠償しなければならない。

第20条 入居者は、周辺環境を乱し、又は他に迷惑を及ぼす行為をしてはならない。

第21条 入居者が桜田住宅を引き続き15日以上使用しないときは、町長の定めるところにより、届出をしなければならない。

第22条 入居者は、桜田住宅を他の者に貸し、又はその入居の権利を他の者に譲渡してはならない。

第23条 入居者は、桜田住宅を住宅以外の用途に使用してはならない。

第24条 入居者は、桜田住宅を模様替えし、又は増築してはならない。ただし、原状回復又は撤去が容易である場合において、町長の承認を得たときは、この限りではない。

2 町長は、前項の承認を行うに当たり、入居者が当該桜田住宅を明け渡すときは、入居者の費用で原状回復又は撤去を行うことを条件とするものとする。

3 第1項の承認を得ずに桜田住宅を模様替えし、又は増築したときには、入居者は、自己の費用で原状回復又は撤去を行わなければならない。

(住宅の検査)

第25条 入居者は、桜田住宅を明け渡そうとするときは、5日前までに町長に届け出て、町長の指定する者の検査を受けなければならない。

2 入居者は、前条の規定により桜田住宅を模様替えし、又は増築したときは、前項の検査のときまでに、入居者の費用で原状回復又は撤去を行わなければならない。

(住宅の明渡請求)

第26条 町長は、入居者が次の各号の一に該当する場合において、当該入居者に対し、当該桜田住宅の明渡しを請求することができる。

(1) 不正の行為によって入居したとき。

(2) 家賃を3月以上滞納したとき。

(3) 当該桜田住宅又は共同施設を故意に毀損したとき。

(4) 正当な事由によらないで15日以上桜田住宅を使用しないとき。

(5) 第9条、第10条及び第19条から第24条までの規定に違反したとき。

2 前項の規定により桜田住宅の明渡しの請求を受けた入居者は、速やかに当該桜田住宅を明け渡さなければならない。

(駐車場の位置)

第27条 駐車場の名称、位置及び区画数は、別表第3のとおりとする。

(使用許可)

第28条 駐車場を使用しようとする者は、町長の許可を受けなければならない。

2 町長は、駐車場の管理上必要があると認めるときは、その使用について条件を附すことができ

る。

(使用者の資格)

第29条 駐車場を使用することができる者は、次に掲げる条件を具備する者でなければならない。

- (1) 桜田住宅の入居者又は同居者であること。
- (2) 入居者又は同居者が自ら使用するため駐車場を必要としていること。
- (3) 第26条第1項第1号から第5号までのいずれの場合にも該当しないこと。

(使用の申込み及び決定)

第30条 前条に規定する条件を具備する者で、駐車場を使用することを希望する者は、町長の定めるところにより駐車場の使用の申込みをしなければならない。

- 2 町長は、前項の規定により使用の申込みをした者を駐車場の使用者として決定し、その旨を当該使用者として決定した者（以下「使用決定者」という。）に対し通知するものとする。

(使用の手続)

第31条 前条第2項に規定する通知を受けた者は、当該通知を受けた日から14日以内に町長が別に定める所定の書類を提出しなければならない。

- 2 使用決定者がやむを得ない事情により前項に規定する手続を同項に規定する期間内にすることができないときは、同項の規定にかかわらず、町長が別に指示する期間内に同項に規定する手続をしなければならない。
- 3 町長は、使用決定者が第1項又は前項に規定する期間内に第1項に規定する手続をしないときは、駐車場の使用の決定を取り消すことができる。
- 4 町長は、使用決定者が第1項又は第2項に規定する手続をしたときは、当該使用決定者に対して速やかに駐車場の使用開始日を通知しなければならない。
- 5 使用決定者は、前項の規定により通知された使用開始日から14日以内に駐車場の使用を開始しなければならない。ただし、町長の承認を受けたときは、この限りでない。

(使用許可の取消)

第32条 町長は、使用者が次の各号の一に該当する場合において、駐車場の使用の許可を取り消すことができる。

- (1) 不正の行為により使用の許可を受けたとき。
- (2) 駐車場又はその附帯する設備を故意に毀損したとき。
- (3) 正当な理由によらないで15日以上駐車場を使用しないとき。
- (4) 第29条に規定する使用者資格を失ったとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、駐車場の管理上必要があると認めるとき。

2 前項の規定により駐車場の使用の許可を取り消された者は、速やかに当該駐車場を明け渡さなければならない。

3 町長は、第1項第5号の規定に該当することにより同項の取消しを行う場合には、あらかじめ当該使用者にその旨を通知しなければならない。

(準用)

第33条 第21条、第22条、第23条、第24条第1項本文及び第25条第1項の規定は、駐車場の使用について準用する。この場合において、これらの規定中「入居者」とあるのは「使用者」と、「桜田住宅」及び「住宅」とあるのは「駐車場」と読み替えるものとする。

(立入検査)

第34条 町長は、桜田住宅の管理上必要があると認めるときは、町長の指定した者に桜田住宅の検査をさせ、又は入居者に対して適当な指示をさせることができる。

2 前項の検査において、現に使用している桜田住宅に立ち入るときは、あらかじめ、当該桜田住宅の入居者の承諾を得なければならない。

3 第1項の規定により検査に当たる者は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(委任)

第35条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 条例第5条から第8条まで並びに第29条及び第30条に規定する手続きは、この条例の施行の日前においても行うことができる。

附 則 (平成21年6月11日条例第16号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第8条の規定は、平成21年5月1日から適用する。

附 則 (平成24年3月21日条例第4号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の広野町桜田住宅条例の規定は、平成23年3月11日から適用する。

別表第1 (第2条関係)

名称	位置	戸数
広野町桜田住宅	広野町大字下浅見川字桜田119番地の2	60

別表第2（第11条関係）

名称	家賃（月額）				共益費 （月額）
	世帯の所得額が月額 322,000円未満の世帯		世帯の所得額が月額 322,000円以上の世帯		
広野町桜田住宅	5階	33,000円	5階	38,000円	800円
	4階	34,000円	4階	39,000円	
	3階	35,000円	3階	40,000円	
	2階	35,000円	2階	40,000円	
	1階	35,000円	1階	40,000円	

別表第3（第26条関係）

名称	位置	区画
広野町桜田住宅駐車場	広野町大字下浅見川字桜田119番地の3	60